

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第28号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931 (10:00~16:00 月・水・金)
平成23年10月31日発行 第28号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック株

安心・安全・快適な暮らしを求めて ひょうごかぞくねっと会長 由岐 透

新年度が始まり早いもので半年が経過しました。この間、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法が成立、8月30日には障害者制度改革推進会議総合福祉部会から「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(案) — 新法の制定を目指して —」(以下骨格提言という)が提言され、厚生労働省のなかに法案の準備室を設け、H24年春の国会に上程し、H25年8月からの施行に向けての準備が着々と進んでいます。推進会議は閣議決定により、内閣府に設置されたもので法的根拠がない組織であるにもかかわらず、厚労省が所管する事項を民間人が「骨格提言」を作成した。このようなことは今までの慣例ではなかったことであり、内閣府と厚労省の対立が起きています。欧米では当たり前に行われていることが日本では通じない。縄張り争いのなかで障害者が安全で安心、快適な暮らしの生活を保障することができる法律制度をつくるのが果たして出来るのでしょうか疑問です。

政権政党がしっかりとした障害者政策を実行しなければならぬと思います。総合福祉法の「骨格提言」の内容は自己主張できる当事者である構成員の考え方が色濃く反映され、入所施設は障害者権利条約第19条a項の理念に反するので10年後には入所施設を廃止する考え方が底流にあり、障害福祉から知的障害者が埋没する危機にあります。「骨格提言」の基礎となった二つの指針は障害者権利条約と基本合意文書であります。推進会議では急進派の構成員からの意見が強く反映され、障害者を施設、病院から出すことが目的のように言われていますが、目的は障害者を施設から出し、施設を解体することではなく、障害者、特に知的障害者がどこで生活しようと安心、安全かつ快適な生活の保障をすることが目的であります。目的を混同してはならないと思います。

H23年度は会員の皆様には誠に心苦しいことではありますが、各家族会の定員一人当たり年間200円の会費値上げをお願いいたしました。激動する障害

者福祉制度のなかで障害を持つ本人、その家族が安心で安全、快適な暮らしを保障するためには会員一人ひとりが現状を知り、あるべき知的障害者の福祉像を追求するための議論を重ねる必要があります。ひょうごか



ぞくねっとでは、会員の想い、意見を集約し形にすること、世の中に訴えること、国会議員、県、市会議員に働きかけるなど考え付く限りの活動をしていきたいと考えております。しかし、数年前からの資金不足は深刻さを増し、通常活動を縮小させることも議論しましたが、上記のような重大な状況でもあり、知的障害をもったわが子らのために「今」活動の力を抜く訳には行きません。昨年度から組織強化した各地区のかぞくねっとの活動を充実させ、共通理解することが重要であると考えています。組織強化、拡大、研修、広報活動を活発に行い、わが子らの安全、安心、快適な暮らしを保障することができるよう運動する必要があります。会費値上げの主旨をご理解いただき、ご協力をお願い致します。

各都道府県で入所施設の待機者が5年前と比較して3~5倍に急増しています。根拠はいろいろ考えられますが、年齢的にも団塊の世代は現役をリタイヤし、経済的には年金生活、知的障害をもつわが子も高齢化し、親も子も体力が低下する。このようなことが起こってくるのは当然のことです。親子の高齢化問題に取り組んで行く必要性を痛感します。

新しい入所施設が必要です。私たちは古い従来の入所施設の増設を望んでいるではありません。新しい施設は①個別、個室 ②小規模 ③期限のないもの ④街中の便利の良い立地。キーワードは「安心、安全、快適な暮らし」であり、施設の在宅化、知的障害者の我が家の建設を実現する。私たちの運動に賛同してくれる研究者、医師、福祉関係者が数多くいます。山は動く、私たちの運動によって動く。

2010年度(平成22年度)事業報告

平成21年9月の政権交代、長妻厚生労働大臣は障害者自立支援法廃止発言、訴訟団との和解と、目覚ましい変化がありました。

しかし、現行法(障害者自立支援法)は何も変わっていません。それどころか、新事業体系の移行が強引に進められています。期待の障害者制度改革推進会議は、国連の障害者権利条約にこだわるあまりに知的障害者のデリケートな特性に配慮されていないかに見えます。

大切なのは「入所施設」か「地域」かの対立構造ではなく一人ひとりのおかれた環境によって選択可能な社会にすることです。自己決定による一人ひとりの幸せです。施設でも在宅でもわが子らが、笑顔で安心して暮らせる社会をつくるために、私たちは本人の代弁者として主張していくことが大切です。

会務運営につきましては各ブロックが地区かぞくねっととして独自の活動を加え活性化を図ることができました。これらすべて会員のみなさまのご協力によるものと、深く感謝いたします。

●評議員会6月11日(金)

たちばな研修センター 参加者172名
H21年度事業報告・会計報告・監査報告承認に関する件
H22年度事業計画案・会計予算案に関する件
講演会「障害者制度改革の直近の現状」
全国知的障害者施設家族会連合会
副会長 南 守氏

●研修会

全国大会 in KOBE
9月8日～9月9日
メリケンパーク
オリエンタルホテル
参加者約700名
テーマ「どこで だれと どう生きてほしいのか」
記念講演 松端 克文氏
公開座談会
松端 克文氏 小坂 孫次氏 由岐 透氏
コーディネーター 南 守氏
伝えたいこと 堺 敦氏 福永 栄子氏
コーディネーター 原 由美氏
全員参加型討論会 司会 木村三規子氏
交流会イベント 中華獅子舞



年2回発行 第26号・27号
日本知的障害者福祉協会機関誌「サポート」購読奨励

●関係団体との共催・協賛事業

- 平成22年度「福祉の集い」
- 兵庫県知的障害者福祉大会
- 福祉6団体賀詞交換会

●理事会

年5回
●全国知的障害者施設家族会連合会関係
5/25 入所施設存続署名引渡し式
国会議員42名 全施連56名
6/21～6/22 支部長会総会・研修会
6/23 伊達市内に点在するグループホーム・
ケアホーム・支援センター・
重症心身障害(児)者施設見学
8/17 緊急支部長会
9/9～9/10 第2回支部長会
1/30～1/31 第3回支部長会
3/21～3/22 拡大正副会長研修
講師 北九州大学 小賀 久氏

●専門部会、その他

《組織検討部会》《広報部会》《自立支援法検証委員会》
《研修部会》《権利擁護委員会》

●外部団体の研修会等への参加

●外部団体と共同事業
10月14日 東遊園地
「ストップ・ザ利益負担」
集会とデモ行進
(打ち合わせ10月まで月
1回)
12月24日 松方ホール
ジョイフルコンサート 約150名 参加
1月22日 六甲アイランド
ファッションマート



●家族会大会(ハッピーデー)2月9日

産業振興センター 参加者249名
講演「みんなでつくる みんなの福祉」
講師 兵庫県社会福祉協議会会長 武田 政義氏
ハートフルステージ
太鼓
神戸光生園太鼓「輝」
舞踏 善防園
歌 新緑の家
ミニライブ ラッシー
司会 原 由美氏



●情報提供

広報紙「ひょうごかぞくねっと」の発行
(会員他関係者に配布)

障がい者制度改革フォーラム in 兵庫

講師 障がい者制度改革推進会議室長 東 俊裕氏
シンポジウム

障がい者制度改革推進会議議長代理 藤井 克徳氏
ひょうごかぞくねっと副会長 木村三規子氏
各団体代表

(打ち合わせ会 11月より月1回)

2010年度(平成22年度)決算報告

1. 収入の部

| 科目 | 金額 |
|--------|------------|
| 会費 | ¥4,958,000 |
| 賛助会費 | ¥39,600 |
| 寄付金 | ¥305,356 |
| 雑収入 | ¥54,959 |
| 前年度繰越金 | ¥1,379,885 |
| 合計 | ¥6,737,800 |

2. 支出の部

| 科目 | 金額 |
|--------|------------|
| 会議費 | ¥83,784 |
| 旅費 | ¥697,385 |
| 印刷費 | ¥808,500 |
| 通信・運搬費 | ¥356,734 |
| 渉外費 | ¥51,000 |
| 研修費 | ¥1,805,735 |
| 事務消耗品費 | ¥626,792 |
| 負担金 | ¥40,467 |
| 分担金 | ¥198,000 |
| 人件費 | ¥1,561,180 |
| 雑費 | ¥3,634 |
| 次期繰越金 | ¥504,589 |
| 合計 | ¥6,737,800 |

★赤い羽根共同募金・神戸新聞厚生事業団から助成金をいただきました。

各地区かぞくねっとの活動

◆阪神

《研修》3/1 小田自治会館 参加者130名
講演会「障害児・者の現状と今後」

相談支援専門員 西田 充宏氏

《会長会》4回

《理事会》適宜（主に会長会の前後を利用して）

◆こうべ

《研修》11/10 あすてっぷKOBE 参加者128名
講演会「今、動物園がおもしろい 動物の子育て」

神戸市立王子動物園副園長 奥乃弘一郎氏

《会長会》3回 《理事会》2回

《幼児部会》3回

◆東・北播磨・淡路

《研修》11/9 稲美町ふれあいセンター 参加者70名
講演「生活習慣病に今日から親子で取り組む

健康づくり」

講師 稲美町健康福祉課 高井 悦子氏

実技 稲美町健康福祉課 米沢 有里氏

《会長会》2回 《施設見学》1回

《理事会》適宜（主に会長会の前後を利用して）

◆西・中播磨

《研修1》10/21 たつの市揖保川文化センター 参加者163名
講演会1「これからの施設のあり方」

講師 蓬莱 和裕氏

講演会2 揖南福祉会の現状と今後の課題

サルビア園 高瀬 勝伸氏

サルビアの家 田中 千歳氏

《研修2》4/27 姫路自治福祉会館 参加者102名
講演「親の不安はこれだ」 講師 福田 和臣氏

《会長会》2回 《理事会》2回

◆但馬・丹波

《研修》12/11 ハートフル春日 参加者102名
講演会「地域移行の現状を見つめて

家族会はどのように対応すべきか」

三田谷治療教育院理事長 堺 執氏

全体討議

野菜・物品販売

《会長会》4回 《施設見学》1回

《理事会》適宜（主に会長会の前後を利用して）

2011年度(平成23年度)事業計画

会長 由岐 透

障害者自立支援法の改正案に全施連の意向を組み入れてもらうべく活動していたH22年12月、突然自立支援法の一部改正案が殆ど審議もなされないままに国会を通過しました。「応益負担」(0円になりましたが)の仕組みも「障害程度区分」もそのままです。H25年8月に制定される総合福祉法の基礎になる法律になりかねない危惧を含んだ法律だと位置づける学識者もいます。

そこへ3月11日の東日本大震災です。未曾有の被害に国の財政はさらに悪化し、国民負担も増すことが予測されます。

それらから見えてくる障害者福祉、特に知的障害者福祉は一層厳しいものになることが予測されます。

憲法25条の生活権や居住権が守られるレベルでの生活の場の選択や日中活動の選択など、人として当たり前の願いを実現すべく活動していきたいと思えます。

ひょうごかぞくねっとでは、それらの会員の思いを集約し形にすること、共通理解すること、世の中に訴えること、行政に働きかけることなど、精力的な活動が必要です。しかし、数年前から、会費収入の減少による資金不足が深刻さを増しています。質を落とさず経費を削減すべく、検討を重ねましたが、やむなく会費値上げをお願いすることといたしました。

事業の精選・スリム化を図りながらも、昨年組織強化した各地区かぞくねっとの活動を充実させることを一番の目標に置きます。

知的障害者が笑顔で安心、安全に暮らせる社会を目指して活動いたします。

I 基本方針

- 全国知的障害者施設家族会連合会に呼応しながら、利用者家族の思いが実現できるように活動する。
- 各かぞくねっとの活動を充実させる。
- 各種委員会の活動を活発にし、ひょうごかぞくねっとの課題に取り組んでいく。

II 事業計画

連合会の目的実現のため、次の基本的事項を推進する。

1. 組織強化
 - ① 県連合会及び各かぞくねっとの組織の充実、強化
 - ② 新事業体系に移行後も各施設家族会の存続を推進
2. 研修
 - ① 中央研修会
 - ② 各かぞくねっと研修会
 - ③ オープン研修会 (必要に応じて)
3. 広報活動
 - ① 広報・機関紙「ひょうごかぞくねっと」の発行
 - ② 各種情報の収集・提供の推進

- ③ 事務局だよりの発行
4. 交流活動
 - ① 施設間交流
 - ② 施設見学
5. 関係機関・団体との連携の強化
6. 専門委員会
 - ① 組織検討委員会
 - ② 広報委員会
 - ③ 研修委員会
7. その他
資金調達および組織拡大について

2011年度(平成23年度)会計予算

1. 収入の部

| 科目 | 金額 |
|--------|------------|
| 会費 | ¥6,028,000 |
| 賛助会費 | ¥36,000 |
| 寄付金 | ¥150,000 |
| 雑収入 | ¥100 |
| 前年度繰越金 | ¥516,589 |
| 合計 | ¥6,730,689 |

2. 支出の部

| 科目 | 金額 |
|--------|------------|
| 会議費 | ¥80,000 |
| 旅費 | ¥700,000 |
| 印刷費 | ¥749,700 |
| 通信・運搬費 | ¥350,000 |
| 渉外費 | ¥70,000 |
| 研修費 | ¥1,300,000 |
| 事務消耗品費 | ¥650,000 |
| 負担金 | ¥45,000 |
| 分担金 | ¥184,000 |
| 人件費 | ¥2,000,000 |
| 雑費 | ¥10,000 |
| 予備 | ¥591,989 |
| 合計 | ¥6,730,689 |

かぞくねっと活動計画

こ う べ

活動の概要・抱負

○平成25年8月に予定されている障害者総合福祉法施行に向け親として、兄弟として知的ハンディを持った人たちがその人らしいライフステージに応じた暮らし方、親亡き後も安心安全な人生が送れるよう、障害者福祉の制度面の改革、社会に向けての啓発を5人の理事及び会員の方とともにこうべから発信したい。

主な活動計画

- 10月13日(木) (研修会)当番園もとやま園
講師 福田 和臣氏
- 10月25日(火) (研修会)幼児部当番園のばら学園
その他 その都度 会長三役会
オープン研修 親睦会 など計画

西・中播磨

活動の概要・抱負

○会長会の開催 年2～3回実施、中央の活動伝達、意見交換
○研修会を通じて会員相互の親睦を図る。

主な活動計画

- 6月7日 西・中播磨会長会
- 9月13～14日 全国大会への参加
- 10月21日 西・中播磨研修会
(担当：いちょう園)

東・北播磨・淡路

活動の概要・抱負

○市町によって福祉サービスの内容が大きく異なっている。福祉の向上に向けて話を聞き、市・県・国に訴えていきたい。(会長会の回数を増やしたい。)
○全員全体の意識の底上げ

主な活動計画

- 6月1日 会長会
- 7月5日 施設見学 加西市善防園
- 8月8日 会長会
- 11月29日 かぞくねっと研修会 小野市ひまわり園
その他
会長会は保護者会長会でもあるので(広範囲にわたっている)なかなか全施設が集まるのが難しい。

阪 神

活動の概要・抱負

○11月の末日頃に阪神かぞくねっとの研修会(福祉の現状)を予定しています。
○年度内に外の研修会も考えています。(災害等のビデオ)

主な活動計画

- 6月21日 会長会 砂子医療福祉センター
- 11月・1月 会長会を予定しています。
- 12月2日 研修会 講師 蓬莱 和裕氏
(小田公民館)

但馬・丹波

主な活動計画

- 4月2日 会長会 今後の計画と決済等
- 4月21日 施設見学 岡山みのり園 約40名参加
- 6月25日 会長会 研修会の立案
施設間交流の件
- 7月10日 施設間交流
春日育成苑の行事に丹南精明園が参加
- 7月30日 会長会
研修会の実行委員会の立ち上げ確認
但丹かぞくねっとの活動費について
検討 ワンコインカンパに決定
- 8月20日 第1回研修会実行委員会
- 11月24日
～25日 浜坂保養荘一泊旅行
- 12月11日 但丹研修会 講師 福田 和臣氏
(担当 琴弾の丘)

**知的・発達障がいのある方に
毎日の安心をお届けする。
それが私たちの願いです。**

**詳しい資料のご請求は
TEL 078-331-6751(代)**

個人でご加入いただける、安心の保険

ぜんちの **あんしん保険**

少額短期健康総合保険(無告知型)

○募集代理店

(株)クイッドホケンセンター

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19
東洋ビル3階

○引受保険会社

ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階

講演会

「東日本大震災の中の知的障害者」

蓬菜 和裕氏



4月6日、宮城県山元町の町役場に行ったときです「〇〇さん、探してます。18歳」「△△さん …」というようなビラがペタペタと貼ってあります。しかもおびただしい数が。行方不明、見つからない方がたくさんいることに愕然としました。震災の場所に來たんだと実感しました。

私が東北に入って2日目、4月7日にマグニチュード7の余震が来ました。この余震でさらに被害が増えました。すでにかなり弱っているところにガァーと揺れたので配管が破裂したとか断線したとか水道が止まったとかいろいろ被害が出ました。

仙台から山元町・名取町へ行って、さらに福島県の方に入った時の高速道路から見ました。一見広い駐車場に見えます。しかし、全部田んぼです。田んぼの中に車がありますが、津波で流されて來たものです。5・6キロは流れてきたようです。津波は高速道路で止まってるんです。道路の山側と海側で別世界です。方や何も無い。方や稲穂のなびく田んぼや家並みが広がっています。震災の津波の怖さを痛感しました。



写真は通所施設です。「まどか」という就労継続支援事業B型をやっている施設です。看板は残っていますが、中はめちゃくちゃになっています。「まどか手仕事の里」といってまどか館・和菓子・うどん・蕎麦とか作って一生懸命やっておられた宮城県の会長の施設です。

地震が起こった時、通常の揺れじゃなかったの、

すぐ避難をはじめました。職員さんが必死になって利用者を車に詰め込んで、定員関係無しに乗れるだけ乗せて、高速道路の向こうの高台に逃げたそうです。だから誰一人被害に遭いませんでした。ところが、「私達はここへ逃げてます。」という張り紙を貼ろうと事務員さんが施設に戻った時に津波の第二波がやってきて、事務員さんが犠牲になりました。第一波はそんなに大きくなかったそうです。

5月21日か22日に再度「まどかの里」を訪問したのですが、すこし瓦礫が取り除かれているだけでした。「ここまでしか出来てないのか」と不思議に思いました。しかし、なぜ瓦礫撤去に時間がかかるかということの下にまだ行方不明の方がいらっしゃるかもしれないから重機を使えません。一つ一つ自衛隊の人などが手作業で瓦礫を取り除いています。まだまだそういう状況です。

南三陸で一番酷かった所は、まだ燃えていました。4月の終わり頃の話です。南三陸町は海と山の間が物凄く狭って、その間を国道49号線がはしっています。だからドーンときた津波が山にあたって両サイドに走り回ったのです。そのため町中が壊滅的被害にあいました。

支援職員との人的支援体制派遣スキル、これは厚労省の仕事です。今回の厚労省の動きはとても早かったです。阪神淡路大震災時は後手、後手にまわり、厚労省は何しとるんやと非難されたので、今回、厚労省は素早く、スキルを出しました。お金を出しますよ。支援物資の供給体制はこうです。〇〇はこうしてください。と形を決めてしまいました。結果何が起こったかということのために我々は勝手に動けなくなりました。みんな動かず待機に回ってしまいました。

阪神淡路大震災の時思い出して下さい。全国から一斉にボランティアがやってきました。受け入れ態勢のないところへたくさんの人や物資が入ってきました。当時の県知協会長（事務局のある）の三田谷治療教育



院が大きな被害にあい、事務局が起動できない状態でした。そこで愛心園を仮の事務局にして私達は復興支援を求めた。その時には北は北海道、南は沖縄まで我々の関係団体の職員がやってきて最終的には混乱してしまいました。そこで、西から入ってくる事物は岡山の施設協会に、東から入ってくる事物は大阪の施設協会に受け皿を依頼して、県内へ入るのを制限しました。兵庫県が必要とする人数や物資を連絡して派遣調整をしました。そうしないと、現場は混乱してしまいます。それでもイレギュラーで入ってきたりしていました。ところが今回このスキルが出てしまったので、皆待機してしまっただけです。

さて、支援の組織ですが、宮城県の施設協会があって東北地区があって日本知的福祉協会があります。被災地域、被災地域から相談しにきた事業所から情報を集めて、宮城県と仙台市と県・市の社会福祉協議会と連携を取って問題を上にあげて厚労省からいろんな情報を取っていきましようということで作り上げました。これも宮城県の施設協会の役員会に私たちが参加して一緒に出来上がったものです。最初はこのパイプすらなかったのです。宮城県、仙台市、各社会福祉協議会らと連絡会を立ち上げ、何をするかというところから話し合った。この組織を基に活動しようとしたわけですが。私達は4月9日に帰りました。帰ってみると県知協の東北ブロックが13日に福島県に入るということを聞いて、じゃもう一回一緒に行かせて頂けませんかということで12日に仙台に入って、13日福島県に行きました。原発の被害は津波のそれとは別問題だということを痛切に感じました。

再度仙台入りして驚いたのは人手不足から本部が十分に動けていなかったことです。そこで兵庫県から人を派遣しようという事で4月18日から約1週間2名

を1単位で派遣する事を決めました。26日から私も三度目の東北入りをしました。私は合計20日間行きまして最後が5月22日でした。

厚労省が作った支援の流れは、現地をどうしていくかを考え、派遣地域を決め、相談支援が足りないから全国から支援員を派遣して相談支援を窓口にしてやっていく。自立支援法になり、事業分類が進んで「地域移行の相談支援」の人はそのことしか分らない。昔の措置の時代だったら事業種別など関係なく、ワアッと行って様々な活動ができたと思います。

厚労省が枠を決めたので、私達は待機してしまいました。ボランティアとして入ってきたけれども障害者関係のボランティアはみんな足止めされている訳です。厚労省が送った障害者関係支援者は延べたったの120~130名です。そんな少人数で延々500キロの岩手、宮城、福島への支援ができるはずありません。

現に、「私達は車の中で生活しています」「避難所では暮らせません」という知的障害者やその家族の記事が新聞やメディアでも取り上げられましたよね。

厚労省は避難所生活、仮設、復興へと3つのカテゴリーのスキルを出しています。今は仮設がそろそろ出来だしてきているところでしょうか。

復興は国づくりだと考えています。東日本大震災の教訓は生かされるのか。みんながその負の部分に分かち合わないといけないのではないかと思います。私は消費税を上げてよいと思っています。それが困っている人にきっちりと届くような税制度でなければならぬと考えています。もう少し周りに目を向け、負の部分とかしんどい所は皆が分かち合っていくそういう国作りが必要なのだと考えています。当然、その中には障害者も含まれます。

最後に、東北地域の中で大きな被災を受けた人達が一日も早く元の生活以上の生活ができるような、復興を願っています。

(文責 広報委員会)



平成23年度 ひょうごかぞくねっと評議員会に思う

但馬丹波かぞくねっと 吉見 富雄

22年度は鳩山総理辞任、菅内閣発足という政局不安のなかで、私たちが望む「入所施設存続署名」8万人分が引き渡してきたのは22年5月25日だったと聞きました。国会の空転が続き、障害者自立支援法の一部改正案も流れました。そのようななかで全施連では“私たちの求める施設像”を確立すべく、国会議員へのアプローチが積極的に進められたとの活動報告がありました。

今評議員会の目玉は、決算報告と会費の値上げの問題でした。決算報告を見ますと、昨21年度の実支出額は6,607千円、22年度は6,233千円、374千円の節約でした。活動に伴う旅費や通信費が増えるなかで、事務費や人件費を切り詰めた結果でした。収入では会費入金が106千円減収、会員110人減、社会情勢を反映した賛助会員・寄付金の減です。しかも人件費を切り詰めた結果というのはなんともひどい話です。21年度決算ではワンコインカンパ（臨時会費）によって維持された決済の状況でした。そこで、会費値上げが提案されたわけです。

評議員からいろいろな意見要望が出されました。ごもっともと拝聴しました。でも、私の脳裏をよぎったのは、私たちの子弟の幸せが事務職員諸氏の犠牲のうでで守られているということをもっともっと認識しなければいけない。安易に甘えていることを…

私の丹波市では18年にグループホーム家賃助成を決めました。19年に県が家賃助成を決めた際、市は家賃助成をとめることを提案する動きがありました。早速、請願書を提出して市の家賃助成継続を勝ち取りました。この恩恵を受けている利用者は私の施設では10名余です。丹波市に籍をもつグループホーム入所者は約40名です。それぞれに利用者の幸せのため地域の活動をしていただければと思います。お互い少ない会費で大きな活動を続けたい。そのようなことを感じました。

会員の減について、私の保護者会の考えを述べさせていただきたいと思います。グループホーム・ケアホームができてから、会員が減ることがかぞくねっとの会議で話題にあがるようになりました。幸い私の施設では従来から入所施設と通所施設がありましたので、入所施設からグループホームに移っても通所利用です。保護者会員に変わりはありません。利用者はいろいろな行事に同じように参加しています。会費の用途は平等です。ですから施設利用者は

保護者会に入ること規約で義務付けています。移動して入ってこられた利用者の保護者から“絶対に保護者会に入らなければならないのですか”といった問い合わせを聞くことがあります。説明をして入会いただいています。評議員会に参加して、私の保護者会との比較をしながら想いを述べさせていただきました。

続いて行われた、施設協会会長・蓬莱和裕氏の講演は、施設長を勤められる加西市「希望の郷」の紹介と「東日本大震災の中の知的障害者」の二部からなるものでした。

講演のすべてを案内することはできませんが、感銘を受けた事柄だけを述べさせていただきます。

最初に度肝を抜かれたのは、背中を出して玄関で寝そべっている利用者の映像でした。私の施設でも類似の姿は目にします。是非は別にして…。後述を聞いて“幸せ”を感じました。

1つは、就労支援Bを選ばず生活介護で利用者を見る方法がとられていることでした。支援費制度になって支援費が少ないなかで、支援員の確保に努められている経営手腕です。私の施設でも支援員不足と言い切れないまでも、眼が届かない事故があることです。

2つ目は、基本理念と事業計画の関係で、職員が事業計画を策定するにあたって、その計画が理念のどの部分に相当するのか、説明を求められることです。どれだけ理念追求のために、職員が日々の言動を考えて行われているか。

3つ目は、職員考課制度を採用されていることでした。昇給からボーナスに反映する制度がガラス張りで実施されている。私の施設では2つ目、3つ目の課題はどのようにされているのか。気になって規約を調べましたが考課制度はありませんでした。

本題の講演「東日本大震災の中の知的障害者」では、居場所のない避難障害者のテレビ放映を隣に浮かべながら聞きました。状況と我が子を重ねながら…。

このなかで自治体の体制の大切さを感じました。私も何らかの形で自治体に関わる機会が多かった関係で特にそれを痛感しました。私たちは私たちの立場で感じることを、願うことを、それぞれ具体的にだれが系統的に聞いてくれるのか、応じてくれるのか、もう一度考えてみよう。そのようなことを感じました。

リレー随筆



「新体系移行に思うこと」

春日育成苑 三浦 雅春

早いもので娘も39歳になりました。思い起こせば3歳児検診で発達遅延と診断を受け、医者からは「早く普通の子どものふれあいを」との指導を頂きました。

だが、保育所からは母親が働いていないことを理由に入所を断られ困ったこと、いろいろと手を尽くしながら小・中・高と過ごしたことが走馬灯のように甦ってきます。

養護学校（当時）の高等部卒業と同時に進路を決めるとき、残存能力を伸ばせるのならと思い、通所施設を選びましたが、ストレスからか過食症になり、体重も2倍くらいになったこともありました。

その後入所施設へお世話になることになりました。それまでは自分の名前も書くことができ、言葉もはっきりしていたのですが、長い間の入所施設の生活の中で今では名前を書くことができなくなっています。しかし、自分の好きなことはしっかり身につけました。それはビーズ（玉）に興味を示し、お菓子の玉状のものをたくさん集めてはビニール袋に入れても持ち歩き、帰省するとテレビの前の床にそれをばら撒き、また袋に入れる作業を繰り返すようになっていました。それが時には1日中続くわけですが、本人の楽しみのひとつと捕らえて好きにさせています。

そんな彼女も昨年の3月に施設の新体系移行と同時に地域移行の名のもとにケアホームに移るようになりました。障害程度区分は4です。日中活動は入所施設時代に通っていた作業場へ通所します。職員さんも利用者さんも今までどおりで何の抵抗もなく元気に通っています。変わったことは住む場所が変わったことと

負担額が大きく変わったことです。本人には関係ありませんが保護者にとっては大変です。特に2級年金の方たちの保護者への負担は皆さん口々にきついとされます。高齢化社会のなかで利用者も保護者も高齢化し、年金生活の保護者も年々増え続けることを思うと、グループホーム、ケアホームへの移行は所得保障をつけた上ですべきだと切に思います。

入所施設からグループホーム、ケアホームへの移行が「自立」で、「地域移行した」とするならそれはちょっと違うのではないかと、娘のこれまでの半生を振り返りながら思います。

新体系への移行に伴って地域移行が前面に出ていますが、グループホーム、ケアホームに住居を移したからと言って、それが地域移行なのでしょうか。娘はケアホームで生活していますが、住む場所が変わっただけで、その他の暮らしは何も変わりません。近所の人との接触もなければ、一人でコンビニに行くこともありません。それで家賃がわずか7畳ほどのスペースの部屋で1ヵ月37,500円です。家賃補助が20,000円ありますが、それを当て込んだ設定にしか思えません。家賃設定は高過ぎはしないか？ 県は法人に対して家賃の決め方をどのように指導しているのか？ 2級年金66,008円で家賃を払ってどう生活していけますか。さらに金銭管理の名目で月2,000円、これも正当なのか？ よく分かりません。利用者はお金に困っています。

もうひとつ、就労支援B型って何なんですか。就労と名を付けるのであればその作業所との雇用契約を結んで、最低賃金を保証してほしいですよ。訓練であるならば就労という言葉を使用しないでほしいです。1ヵ月3,000円の手当てなんて子ども以下でしょう。

国は財政を鑑みて、福祉予算を減らす仕組みを考える。施設は生き残りのために、様々な名目で利用者へ負担を強いていきます。弱いものいじめの仕組みを変えていけるのは親の結束しかないと考えます。



トイレ編



る器物の損傷、老朽化等々、トイレにまつわるトラブルは施設運営面で絶えることのない問題でもあります。

利用者の障害状況や特性は、時とともに変化するのですが、生活（日中活動）の中で大切な場所であるとの認識は当然のことです。職員による毎日の掃除は勿論のこと、ペーパータオルや自動手指消毒器、自動洗浄装置や緊急呼出ボタン等々の設置、バイオの力で消臭や配管の詰まりが少なくなるという強力洗剤等を使用するなど、多少コストは高くなりますが、これも利用者の方々に気持ち良く使用して頂くためと思っています。古い建物ですので皆様方の参考になるかどうかわかりませんが色々工夫しているつもりです。

バイオボウル（酸性バイオクリーナー）はお薦めかも…。

大切な場所に工夫を

姫路市総合福祉通園センター 成人部

姫路市総合福祉通園センター 成人部は、昭和54年の2階建の建物で当時は知的障害者の通所授産施設と身体障害者の社会事業授産施設でした。その後、知的障害者通所更生施設を増築してきた経緯がございます。



トイレにテーマを絞ると、設立当初から何度も改修を行って来ています。利用者の高齢化や重度化に伴うバリアフリートイレの増設、異物混入による配管の詰まり、使用頻度の高さやこだわり行動による

施設内のトイレにおける消臭等の取り組みについて

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 赤穂精華園成人支援第二課 支援員 黒川 耕次

赤穂精華園の重度棟では、小便器の外に放尿される方、洋式便器の便座上や外に放尿される方、また廊下や居室の床など、便器内に排泄できない方がおられます。その為、職員は常に利用者の排泄を意識して、定時排泄や排泄時の見守り支援を行って来ます。しかし、四六時中トイレに張り付いて見守りをするのは困難です。その為、職員の知らない間にトイレの床上、廊下等に放尿・放尿跡があるというのは日常茶飯事です。汚れがあればその都度トイレを清掃しますし、汚れが無くとも毎日、職員や園内雇用の利用者が掃除をしています。

臭いを消すには掃除が一番だと思います。それに加えて、今から紹介する消臭機器やグッズがあれば、さらに臭いは改善すると思います。



◀ 1. エアーカーテン（トイレの入り口上部に設置します。空気のドアでトイレ内の臭いを遮断します）



◀ 2. エアーフレッシュナー（トイレ内上部に設置し、箱内のファンが電池により定期的に作動します。脱臭と芳香を同時に行います）



◀ 3. 尿石防止清浄剤（小便器内に置いておくだけで、悪臭の原因となる配管への尿石付着生成を防止します。また配管の劣化も防ぎます。プラスチックのカバーを針金で固定していますので異食の心配もありません）



◀ 4. 脱臭器（トイレ内にこもりがちな嫌な臭いを脱臭してくれます）

以上、簡単ですが赤穂精華園重度棟でのトイレでの取り組みを報告しました。他にも、小便器ターゲットマーク、センサー式自動洗浄小便器、脱臭スプレーや芳香剤なども利用しております。利用者の快適な空間の提供には臭い対策も重要だと思います。ちなみに11月10日はトイレの日です。「11（いい）10（ト）イレ」ということで、日本トイレ協会が1986（昭和61）年に制定しました。今後、良いトイレの輪を広げていきたいものです。これらの報告が何らかの参考になればと願っております。

トイレの神様♪

加古川はぐるま福祉会 生活支援センター

「みんなの家だからきれいにしなくっちゃね。」が合い言葉。

特に意識しているのは、みんなが使うトイレです。

トイレの神様♪じゃないけれど、トイレにはやっぱり女神様がいるんやで〜♪と感じています。

普段は利用者さんや職員がやっているトイレ掃除ですが…。

トライやるウィークの中学生や学校からの教育実習生がこられるとこのトイレ掃除をお任せすることになっています。

もちろんお任せするので、時間内にきれいに出来る掃除のやり方やポイントを伝え、掃除が終われば厳し〜いチェックもあります。(−_−)

感想を聞くと「きれいになって気持ちいい〜。利用者さんにありがとうって声をかけられて嬉しかった。きれいだと気持ちよく使える。」と笑顔で答えるのです。

だからいつも…トイレも心もピッカピカ☆

「みんなの家だからみんなできれいにしなくっちゃね。」今日も誰かがトイレで汗を流しています。(∩O∩)



我が子のトイレトレーニング

こうべかぞくねっと幼児部会

息子は4歳4カ月になりますが、去年パンツでトイレトレーニングをしていたけど、しばらくお腹を下す病気をしておムツを履かせていたら、パンツに戻すのを嫌がって、8カ月ほど経った現在でも頑固におムツを履いています。身体的な機能は発達しているようですが、どうしてもパンツを履くのを嫌がります。

しかし、最近では園でのプールの着替えの時にお友達がパンツを履いているのを見て、オムツの上や下にパンツを重ねて履いたりするようになりました。

先生のアドバイスをいただき、家でも無理にパンツを履かせようとはせずに、パンツとおムツの両方を見せどちらを履くか選ばせて、パンツに少しでも馴染むようにしています。

そのほか、家のトイレのカバー類を明るい色にして優しい雰囲気を作り、トイレを怖がらないようにしています。以前は、息子が好きなしまじろうのおもちゃを置いていましたが、今は補助便座と寝室のオマルをアンパンマンにして、楽しく便座に座れるようにしています。

トイレやおマルに座ってオシッコが出た時は、なるべくいつでも大きめに褒めてあげるように努力しています。オシッコが出た後も、出ないのにトイレやおマルに座って遊んでいる時がよくありますが、トイレやおマルでオシッコをするんだという思いを喜び、息子の気持ちを伸ばしてトイレを嫌がらないように、あせらずゆったりとした気持ちで無理なく進めていきたいと思えます。

これからは園からのアドバイスを参考にして、オシッコが出そうな時間を見つけてトイレやおマルに座らせるよう促し、トイレで出た時は褒めて子供に気付かせて、根気強く成功の回数を増やすようにして、トイレに行きたいことを大人に伝えられるようにしたいです。

こだわりが大変強い息子なので、まだまだパンツを履いて過ごすことは難しいですが、少しずつ成長できるように根気強くトレーニングを続けて、トイレのマナーを守れるようにしていきたいと思っています。



理事研修会 「デンマーク福祉事情②」〈アービッド・ホルム氏〉

22年7月17日(土) 場所:神戸市立総合福祉センター

アービッド・ホルム・竹内真澄夫婦がH22年7月に来日された機会をとらえてひょうごかぞくねっと・全施連合同研修を急遽開催したときのものです。

その前年来神された時には県民会館で講演をお願いしましたが、「舞台の上から話すのは嫌だ、参加者と同じフロアで話したい」と言われ説得に困ったのを思い出します。ちょうど1年前のたより26号からの続きになります。

《年金》

障害年金はなく、一般年金と一本化されている。普通は65歳から支給だが、それ以前に病気になった人や障害者は「早期年金」が支給される。早期年金をもらうためには4人の人（窓口ソーシャルワーカー・教師・ペタゴ・決定権を持つソーシャルワーカー）が審査する。国の統一したシステム。支給額は1.4万クロネ（28万円から30万円）そこから税金・食費・住居費・光熱費等を支払う。約5千クロネ（約10万円）が手元に残る。物価などを考えると円の価値として5万円ぐらいが残ることになる。それでも週に一度は友人と外食、年に一度は海外旅行ができるくらい残る。友人とフロリダ旅行を計画し、職員を雇って2週間の旅行に行くなどしている。医療費が無料なものも大きい。また、障害者は現物支給がいろいろあり、交通費は使った分の半分が戻ってくる。

一般の人の賃金がスーパーのレジ職員2.2万クロネ（44万円）。専門職のペタゴの初任給も2.2万クロネ。格差は少ない。

《支援と虐待》

一般の子供の教育でも手をつかんだり、揺さぶったりすることも虐待となり禁止されている。分かるまで言って聞かせる。障害を持つ人も同じ。パニックを起こしたからと言って部屋にカギを閉めて閉じ込めるの

も違法行為。暴力的になっても職員が話して聞かせる。話して落ち着かない場合は大勢の人で静止させる。（違法行為なので、一人ではしない）事後報告書を責任者に提出しなければならない。職員からの報告書をもとに職員と本人を呼んで確認をとる。「どうして起こったのか」本人に聞く。これは無理ではない。言葉の出ない人でも、職員にパニックが起こる前の状況も書かせているので、事前エピソードの中で職員が大きな声を出したり、無理強いをしたりしていないかを徹底的に検証する。責任者は職員がプロフェッショナルな対応ができなかったというような理由書を添えて、コムーネ（市町村）に提出する。コムーネから責任者を評価したものが管理者に戻ってくる。対応が適切でないと判断されることが3度もあると職員、責任者ともに解雇。ホルム氏は45年の仕事の中で2人解雇した。解雇された職員は組合が再度調査して、不適格と判断すると別の職に転職勧告をする。

歯医者で口を開けないからといって無理に開けさせることはできないので、何度も通うことになる。医師も障害者が口を開けるように工夫している。

オムツをしている人のオムツ交換でも必ずオムツを見せて取り替えてよいか確認する。何年もの間続けていると、本人がオムツを持ってきたり、指差ししたりして交換を訴えられるようになったりする。

データで見る日本と北欧

《相対的貧困率》

相対的貧困率とは国民を所得順に並べて、真ん中の順位（中位数）の人の半分以下しか所得がない人（貧困層）の比率を意味する。つまり、中位の人々の年収が

500万円だとしたら、250万円以下の所得層がどれだけいるかということ。日本は貧困率が高いだけでなく、子どもを持つ若年層の貧困率が高い。

生産年齢人口の可処分所得による
相対的貧困層の割合 (2000年)

| 国名 | 割合 (%) |
|------------|--------|
| アメリカ合衆国 | 13.7 |
| 日本 | 13.5 |
| アイルランド | 11.9 |
| イタリア | 11.5 |
| カナダ | 10.3 |
| ポルトガル | 9.6 |
| ニュージーランド | 9.5 |
| イギリス | 8.7 |
| オーストラリア | 8.6 |
| ドイツ | 8.0 |
| フィンランド | 6.4 |
| ノルウェー・フランス | 6.0 |
| オランダ | 5.9 |
| スウェーデン | 5.1 |
| デンマーク | 5.0 |
| チェコ | 3.8 |

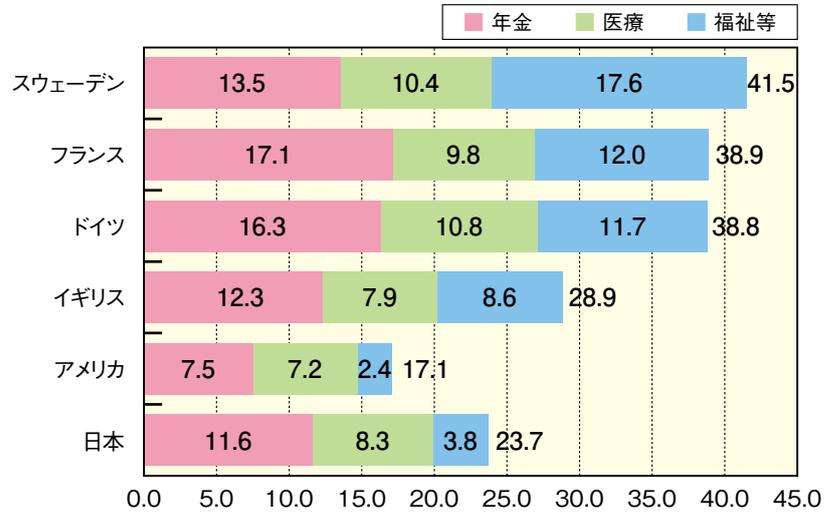
OECD全体の平均は8.4%

出典：「日本経済報告書」(OECD)

《所得における社会保障給付費の割合》

日本は福祉に支払われる割合が少ないことが分かる。

図5 社会保障給付費対国民所得 (%) (2001年)



全国知的障害者施設家族会連合会報告

- ★ 4月14日 東日本大震災に伴う特別立法に関する自民党ヒアリングに参加 要望書を提出 (3月29日には同様の民主党ヒアリングに参加、要望書を提出)
- ★ 4月25日 顧問PT会議 博多 小賀久先生を座長に「全施連の描く施設のあり方像」を追求していくことを決める
- ★ 6月10日 大阪 支部長会&総会
～11日 H23年度の総会に当る支部長会が大阪茨木市にて開催されました。全国から50数名が参加し、1日目は総会、2日目は「施設のあり方像」を迫及する議論を展開しました。
- ★ 6月26日 顧問PT会議 博多 小賀久先生・伊藤周平先生・宗澤忠雄先生の3人の学識者による議論がなされた。

東日本大震災の義援金ご協力ありがとうございます。

東日本大震災義援金にご協力ありがとうございました。兵庫で5,130,643円、全国で18,537,558円が集まりました。全国の約1/4がひょうごかぞくねっとからの義援金でした。「阪神大震災の時のお礼もあるよ」と話してくださる方もありました。第1次贈呈として宮城・岩手・福島・千葉・栃木・茨城の各県の知的障害者福祉協会と家族会に合計1600万円を贈呈しました。引き続き義援金を募集しておりますのでご協力をお願いいたします。(締め切り 24年1月31日(木))

義援金つきチャリティーTシャツ販売について

8月末デンマークでアービット・ホルム氏が主催する知的障害者を中心にしたミュージックバンドがチャリティーコンサートを開いてくれました。その際に集まった義援金を全施連に寄付してくれることになっています。その時に作られたTシャツの著作権を借りて、全国知的障害者施設家族会連合会でも販売します。各施設家族会を通じてご協力ください。

(1枚 1,500円 S・M・L・LL 11月30日まで)





三田こぶしの会 保護者会

日時：平成23年9月11日(日) 12時～15時 場所：福祉の里 管理棟会議室

1. 昼食及び懇談 (12時～13時)
2. 講演 (13時～14時) 講師 木村三規子 様 (こうべかぞくねっと会長兼ひょうごかぞくねっと副会長)

テーマ 「知的障害者の生活を支えるセーフティネットの構築」

要旨 障害者自立支援法に対して私は非常な憤りを感じている。予算削減のため福祉サービスをビジネスのように扱い、応能でなく応益負担としている。また、職員の昼勤、夜勤の支給額に大差をつけている。(夜勤が相当安い) さらに、障害者区分を6段階に分けることは憲法13条(個人の尊厳等)に違反している。また、神戸市は施設利用者の7%を地域社会に出すよう要請してきている。

同席している息子はダウン症で33歳である。通所施設で10年のあと「あゆみの里」に入居し、理想的な環境と熱い想いの支援者のもと、いい人生を送っている。家族はほかに長男、長女がいる。弟に時間、力をとられたため、十分な配慮、面倒見ができなかったが、それぞれ立派な社会人になってくれた。私も社会に貢献したく思い、二つの資格を取り、「介護福祉士」「認知症ケア専門士」として、昼夜勤務している。



昨今の血縁、地縁の薄い無縁社会にあって、利用者が安心して人生を全うするためには、そのコアは24時間昼夜分離しない旧法の入所施設だと強く思う。ここでは仲間や支援員を含めた「大家族」となり、望まれるのは、家族と施設の一体化である。

(出席者の感想)

- 木村様の息子様への想いと実行で涙が出た。
- かぞくねっとで多方面にわたるご活躍に感謝。
- 感動しましたの一言です。
- 木村様の明るさとバイタリティを見習いたい。

3. 講話 (14時～) 園長 酒井 悠子 様

テーマ 「三田こぶしの園の近況について」

要旨 施設は不要との考えは下火になっているのではないか。

三田こぶしの園には現在、102名が入所中(5%増は可)他にショートステイは5名、地方自治体からは7%を地域社会に出すように要請されている。障害者区分については、平均5、区分5が30名、区分6が50名である。この度、職員を4名増やし、サービスの充実を期している。

課題としては高齢化の現状である。平均年齢は46歳、70歳代は2名、60歳代は18名、50歳代は15名、

20歳代は7名である。車椅子、歩行器等の必要者が増えている。排泄の問題もある。それに白内障、骨折者も多い。理事長の推薦もあって、職員に介護研修を受けてもらうことにしている。

施設に関しては、2階の風呂場の修理は完了、今年度中に1階の風呂場の修理を完了する。

災害時に備え、食糧備蓄で缶詰など3日分を用意した。

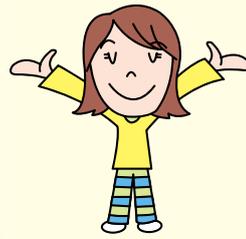
園生のうち、25名は年金預かり、後見人は6名である。

(出席者の感想)

- 園長より全体につき詳しく説明いただき、分りやすかった。
- 知りたい実情をお話いただき、ありがたかったです。
- 利用者の高齢化に伴い、園ではさまざまな施策をうっておられる。
- 理事長のご推薦もあって、職員の方々に「介護研修」を受けてもらうとのこと、大変よいことだと感謝します。



わたしたちの がんばり



13

障害者支援施設 あゆみの里

あゆみの里は、神戸市西区にある「障害者支援施設」です。現在、施設入所支援70名、生活介護102名、共同生活介護（ケアホーム）8名の方々が利用されています。

生活介護事業は、あゆみの里、喜楽舎、友喜舎と3つの事業所に分かれて、作業活動をメインに、スポーツ活動、社会体験、外出、レクリエーション、季節行事等を組み合わせ、事業所ごとに特色のある活動を実施しています。今回は、作業活動について紹介します。

まずは、その出来の良さで有名になりつつある？「ビーズアクセサリー製作」の作業です。主な製品は、ネックレス、ブレスレット、バレッタ等で、あゆみの里で行っています。現在、神戸ふれあい工房（神戸ハーバーランド）、なでしこの湯（神戸市西区）、フリップ・フロップ（神戸市西区・雑貨店）等に製品を常設して頂いています。いろいろなバザーやイベントにも出かけていっています。機会がありましたら是非ご覧ください。



次は、「企業請負」の作業です。地域の企業から内職的に作業を請け負っています。安全バー製作、ダスター仕分け、箱折り、ゴム製品のバリ取り、クッション材の袋詰め、金属部品の検品等… その数約10種類。これらを、定期的に（時には突然に）受注し納品します。単純で簡単な作業から、こんなんでいいのかと思うような複雑な作業まで、幅広い作業内容を請け負っています。利用者の方々は、自分の腕前に合わせた作業を選ぶことができます。

また、空き缶プレスや畑作業、施設の清掃、近隣工場内の除草作業等、「屋外型」の作業も充実しています。

利用者の方々は、自分が携わった作業の出来高や収益、出勤数に応じて工賃を受け取られています。特に「喜楽舎」では、作業中心のプログラムを組んでいますので、工賃は、月に15,000円ほどになります。

作業を通して実感することは、施設は、多くの人々の「つながり」と「ささえ」の中で活動ができているということです。企業からは途切れることなく作業を提供してもらっています。また、自主生産品は、展示販売していただける店舗をはじめ、製品を購入していただく方々に支えられています。地域の工場からは清掃作業の場所を提供していただいています。また、多くの方々から空き缶を提供していただいています。そのどれもが欠けても施設の作業は成り立ちませんし、工賃を支払うことはできません。多くの企業や人々の支えが、利用者の工賃と生き甲斐の「源」となっているような気がします。

これからも、多くの人々とのつながりを大切に、感謝の気持ちを忘れずに、作業活動を展開していきたいと思っています。

(兵庫協ニュース シンポジウム「自立支援法の廃止と総合福祉法への私のねがい」より)

「幼児期・学童期の現状」

娘は7歳、知的障害を伴う自閉症です。丸山学園から公立の幼稚園へ入園。この春、地域の特別支援学級に入学しました。早期発見・早期療育が提唱され、今では、乳幼児健診からフォローが継続的に行われています。高機能自閉症やアスペルガー症候群なども対応されるようになってきています。

神戸市内の公立の幼稚園、小学校といえども、療育や教育の面で考え方や対応にかなりの地域差があります。北区には専門の療育施設や通園施設がありません。丸山学園へは片道、車で1時間ばかり、遠いので行けないという保護者も多くいます。また、療育期間も少なく、回数も決まっている、受けたくても半年待ち、など問題です。

小学校の就学前訪問で、配慮をお願いすると「それは無理です」と個別対応を拒否された。身体障害で移動ができない子は「ボランティアを探してください」と言われた。学童保育では、「自分で

神戸市立小学校
特別支援学級在籍児童の保護者 **水原 ひろみ**

トイレができるようになってから」と断られた。特別な配慮を要する子は特別な場所へという考え方がまだ強いように思われます。

特別支援学級のことを保護者や生徒には「説明しない」学校。少しの配慮で解決できそうな問題も受け入れてもらえない学校など、特別支援教育とは何？と聞きたくなるような反応の所も多くあります。実際に、子どものために別の校区への引越しや校区外通学の申請を出す家族もいました。

全体の1%が何らかの障害を持って生まれてくるという現状で、障害があろうが無かろうが、地域の中で教育を受け、働き、生活していく。そんな日常が当たり前になる世の中になってほしいと思っています。そのためには、親自身も障害というものを隠して生きていくのではなく、地域の人に理解を深めてもらう努力をし、神戸市としても啓発活動と環境づくりをもっと考えてほしいと思います。

知的障害者福祉総合補償制度 (普通傷害保険)

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

| | | | |
|-------|------------------|--------|------------------|
| 取扱代理店 | (有)ウェルフェアサービス | 引受保険会社 | エース損害保険(株) 東京支店 |
| | 〒130-0022 | | 〒100-0004 |
| | 東京都墨田区江東橋4-24-3 | | 東京都千代田区大手町1-6-1 |
| | TEL:03-3631-9225 | | TEL:03-6212-7410 |
| | FAX:03-3631-9247 | | FAX:03-3211-1101 |

印刷物作成に関するご相談は.....

DG デジタルグラフィック株式会社

- 記念誌 ● 社内報 ● カタログ ● チラシ ● プリペイドカード
- スクラッチ ● カラー年賀状 ● その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1

TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001

[E-mail] win@dgdg.co.jp / mac@dgdg.co.jp

[URL] http://www.dgdg.co.jp/

L1011132

編集後記

平成25年8月の新法「障がい者総合福祉法(仮称)」制定に向けて現在、障がい者制度改革推進会議の中で議論されていますが、その動向をみると、身体障害者中心で、知的障害者や精神障害者については十分な議論がなされてきたとは言えないようです。

身体障害者を中心とする当事者団体は「地域社会での自立生活の保障」を主張し、知的障害者の声を代弁する親の会などは「安心できる福祉施設」の充実をかけた主張の違いが目立っています。

私達各家族会、各かぞくねっとは今後とも心をつにし、手を取り合って子供や兄弟の生涯のしあわせのためにガンバリましょう！ (G)

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931

mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

事務局(月・水・金 10:00~4:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ

URL : http://zenshiren.web.fc2.com/



広報委員会

- 委員長 蔵屋 健夫
 委員 蔵屋 健夫・吉岡 京子・寺澤 節子
 呉 珀華・滝川 幸子・高嶋美喜子
 事務局 南波 孝子・丸岡 啓子・高橋 徹

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》